

# 特定路線価設定申出書の提出チェックシート

フリガナ  
申出者氏名：

「特定路線価設定申出書」を提出する場合には、次の事項のチェックをお願いします（原則として、「はい」が全てとなった方のみ提出できます。）。

1 特定路線価の設定を必要とする年分の路線価は公開されていますか。

いいえ

路線価の公開前に提出された場合には、路線価が公開された後の回答になります。

はい

2 特定路線価の設定を必要とする理由は、相続税又は贈与税の申告のためのものですか。

いいえ

相続税又は贈与税の申告以外の目的のためには、特定路線価を設定できません。

はい

3 評価する土地等は、「路線価方式」により評価する地域（路線価地域）内にありますか。

いいえ

「倍率方式」により評価する地域内にある土地等は、固定資産税評価額に所定の倍率を乗じて評価します。

※ 財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）で確認できます。

はい

4 評価する土地等は、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等ですか。

いいえ

原則として、既存の路線価を基に画地調整等を行って評価します。  
例えば、下図の場合、評価対象地が路線価の設定されている道路に接しているため、その路線価を基に評価します。

なお、評価方法など不明な点につきましては、相続税又は贈与税の納税地を管轄する税務署にご相談ください。



相談の結果、「特定路線価設定申出書」を提出していただく場合もあります。

※ 税務署での面接による相談は事前の予約が必要です。

はい

5 特定路線価を設定したい道路は、評価する土地等の利用者以外の人も利用する道路ですか。

いいえ

はい

6 特定路線価を設定したい道路は、建物の建築が可能な道路ですか。

いいえ

※ 都県又は市町村の部署（建築指導課等）で確認できます。

はい

★ 特定路線価は、原則として「建築基準法上の道路等」に設定しています。

「建築基準法上の道路等」とは、

- ① 「建築基準法第42条第1項第1号～第5号又は第2項」に規定する道路
- ② 「建築基準法第43条第2項第1号又は第2号（平成30年9月25日改正前の建築基準法第43条第1項ただし書を含む。）」の適用を受けたことのある敷地に面する道をいいます。

以下のいずれかの税務署に「特定路線価設定申出書」を提出してください。

- ・ 特定路線価の評定を担当する税務署（詳細は裏面をご覧ください。）
- ・ 納税地を所轄する税務署（納税地は、相続税の場合は被相続人の住所地、贈与税の場合は受贈者の住所地となります。）
- ・ 評価する土地等の所在地を所轄する税務署

(注) 1 このチェックシートは、「特定路線価設定申出書」と併せて提出してください。

2 財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）は国税庁ホームページ【[www.rosenka.nta.go.jp](http://www.rosenka.nta.go.jp)】で確認できます。

3 通常、回答までに1か月程度の期間を要します。

## 特定路線価の評定を担当する税務署一覧

評定を担当する税務署		管 轄 区 域
千葉県	〒260-8577 千葉市中央区祐光1丁目1番1号 <b>千葉東税務署 評価専門官</b> 電話 043-225-6811 (代表)	いすみ市、市原市、勝浦市、鴨川市、木更津市、君津市、袖ヶ浦市、館山市、千葉市、習志野市、富津市、南房総市、茂原市、八千代市、安房郡、夷隅郡、長生郡
	〒272-8573 市川市北方1丁目11番10号 <b>市川税務署 評価専門官</b> 電話 047-335-4101 (代表)	旭市、我孫子市、市川市、印西市、浦安市、大網白里市、柏市、香取市、鎌ヶ谷市、佐倉市、山武市、白井市、匝瑳市、銚子市、東金市、富里市、流山市、成田市、野田市、船橋市、松戸市、八街市、四街道市、印旛郡、香取郡、山武郡
東京都	〒102-8311 千代田区九段南1丁目1番15号 九段第2合同庁舎 1階・2階 <b>麹町税務署 評価専門官</b> 電話 03-3221-6011 (代表)	大田区、品川区、渋谷区、新宿区、杉並区、世田谷区、中央区、千代田区、中野区、港区、目黒区、大島町、八丈町、青ヶ島村、小笠原村、神津島村、利島村、新島村、御蔵島村、三宅村
	〒116-8588 荒川区西日暮里6丁目7番2号 <b>荒川税務署 評価専門官</b> 電話 03-3893-0151 (代表)	足立区、荒川区、板橋区、江戸川区、葛飾区、北区、江東区、墨田区、台東区、豊島区、練馬区、文京区
	〒192-8565 八王子市明神町4丁目21番3号 <b>八王子税務署 評価専門官</b> 電話 042-697-6221 (代表)	昭島市、あきる野市、稲城市、青梅市、清瀬市、国立市、小金井市、国分寺市、小平市、狛江市、立川市、多摩市、調布市、西東京市、八王子市、羽村市、東久留米市、東村山市、東大和市、日野市、府中市、福生市、町田市、三鷹市、武蔵野市、武蔵村山市、西多摩郡
神奈川県	〒231-8550 横浜市中区新港1丁目6番1号 よこはま新港合同庁舎2階・3階 <b>横浜中税務署 評価専門官</b> 電話 045-651-1321 (代表)	川崎市、横浜市
	〒251-8566 藤沢市朝日町1番地の11 <b>藤沢税務署 評価専門官</b> 電話 0466-22-2141 (代表)	厚木市、綾瀬市、伊勢原市、海老名市、小田原市、鎌倉市、相模原市、座間市、逗子市、茅ヶ崎市、秦野市、平塚市、藤沢市、三浦市、南足柄市、大和市、横須賀市、愛甲郡、足柄上郡、足柄下郡、高座郡、中郡、三浦郡
山梨県	〒400-8584 甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎 <b>甲府税務署 評価専門官</b> 電話 055-254-6105 (代表)	山梨県全域